

議案第 7 号

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27
年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。